

令和 6 年 2 月 25 日

陳 述 書

東京高等裁判所第 1 4 民事部イ (二) C 係 御中

警視庁 警察署

1 はじめに

私は、警視庁 [REDACTED] (以下「[REDACTED]」) といひ、同課員を「[REDACTED] 課員」といひます。) で勤務していた当時、この訴訟の相手方である大川原化工機株式会社 (以下「原告会社」といひます。)、大川原正明氏 (以下「大川原氏」といひます。)、相嶋静夫氏 (以下「亡相嶋氏」といひます。) 及び島田順司氏 (以下「島田氏」といひます。) に係る外国為替及び外国貿易法違反被疑事件 (以下「本件事件」といひます。) につき、外事一課員が平成 30 年 10 月 3 日に原告会社の関係各所の捜索差押えを実施する直前から捜査に従事しました。私は、本件事件の捜査を中心に行っていた係とは別の係に在籍しており、本件事件については、原告会社社員の聴取等のほか、[REDACTED] 所在のホテルで亡相嶋氏の取調べを行った際、補助者として立ち会っていますが、本件の国家賠償請求訴訟 (以下「本件訴訟」といひます。) では、平成 31 年 1 月 28 日頃の亡相嶋氏の取調べにおける亡相嶋氏の供述内容が問題となっていると聞きましたので、当時の状況等についてお話しします。

2 亡相嶋氏の取調べについて

亡相嶋氏に対する取調べは、平成 31 年 1 月 15 日から開始され、[REDACTED] の [REDACTED] 警部補 (以下「[REDACTED] 警部補」といひます。) が取調官として対応し、私と [REDACTED] の [REDACTED] 巡査長 (以下「[REDACTED] 巡査長」といひます。) が補助者として [REDACTED] 警部補の取調べに立ち会うことになりました。なお、この取調べは、取調べを開始した平成 31 年 1 月 15 日から半年くらいの間、亡相嶋氏が居住する [REDACTED] にあるホテルにおいて行いました。

亡相嶋氏に対する取調べは、[REDACTED] 警部補が亡相嶋氏の対面に座って問答をし、私と [REDACTED]

捜査長は、警部補の後方に位置して亡相嶋氏が話した内容を捜査長とそれぞれパソコンに入力して記録していました。また、入力した内容は、取調べ終了後に警部補に渡し、警部補がそれらを見ながら取調べメモとしてまとめ、上司である警視や警部への報告のほか、捜査会議での報告に使用していました。

本件事件の捜査は非常に専門的な内容を含むものであった上、私自身、本件事件の捜査を中心に行っていた系の支援をするために捜査に加わったという立場であったため、私は、亡相嶋氏が供述する内容をできる限り聞き漏らさないように、記録作業に従事していました。

本件訴訟では、亡相嶋氏が平成31年1月28日に大川原氏や島田氏等に送ったメールの内容が提出され、そこには、「マンホール」、「覗き窓」、「温度計座」、「差圧計座」、「導圧管」等極端に温度の低い箇所があるため、完全な殺菌はできないということを取調べを担当した私たちに説明した旨が記載されていると聞きました。

この点、私たちは、平成31年1月28日より前には、同月15日から同月25日までに計4日、亡相嶋氏の取調べを行っており、その中で亡相嶋氏は「マンホール」という箇所について供述したことはありましたが、「覗き窓」、「温度計座」、「差圧計座」、「導圧管」については、その言葉自体聞いていません。仮に、亡相嶋氏がそれらの言葉を使って、同箇所の温度が極端に低くなるという供述をしていたのであれば、警部補が、それらの箇所がどこにあるのかや、温度が極端に低くなる理由、実際温度は何度くらいになるのかなど詳細に尋ね、その内容を供述調書に反映させるはずですし、警部補が尋ねなかったとしても、補助者である私が確認するはずですが、そのような記録もありませんので、やはり、亡相嶋氏が「覗き窓」、「温度計座」、「差圧計座」、「導圧管」といった言葉を用いて供述した事実はないと思います。

なお、亡相嶋氏は、「マンホール」という箇所について、乾燥室についている扉で、頑丈には作られていないから壊れる可能性があるし、細菌粉体を製造した場合に漏れるし、殺菌ができたかどうかを確認するためにはマンホールを開けなければならないところ、殺菌できていなかった場合は感染してしまうから、原告会社の噴霧乾燥器で殺菌することは無理である旨述べていましたが、温度が上がらないといった旨は述べていませんでした。

### 3 殺菌の解釈について

亡相嶋氏は、一般的な意味で使われる「殺菌」は幅が広いものであり、菌を1パーセ

ント殺せても殺菌できたという場合があると述べ、輸出規制が開始される前に経済産業省が定義付けをすべきであった旨を述べていました。

これを受けた[ ]警部補は、亡相嶋氏に対し、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（以下「本件省令」といいます。）2条の2第2項5号の2ハに規定されている「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」（以下「本件要件ハ」といいます。）の「殺菌」とは、本件省令に規定されている細菌（腸管出血性大腸菌等）のうち一種類の細菌を死滅させることであるという経済産業省の解釈を説明していました。

この説明に対し、亡相嶋氏は、「殺菌」の対象とすべき菌は、大腸菌ではなく、生物兵器で使われる炭疽菌等の芽胞形成菌であり、芽胞形成菌を含めたほとんどの菌を死滅させなければ、本件要件ハでいうところの「殺菌ができた」とはいえない旨を述べていました。

本件訴訟では、[ ]課員が、本件要件ハの「殺菌」は、細菌が少しでも死ねば（生き残っていても）殺菌したといえるという、あり得ない解釈を示して取調べを行うよう指示を受けたり、実際そのような取調べを行っていたのではないかとということが争点の一つとなっていると聞きましたが、上述したとおり、そのような事実はありません。本件は噴霧乾燥器の生物兵器転用可能性が問題となっているのですから、細菌が生き残っていてもよいという考えで捜査をしている[ ]課員は一人もいませんでしたし、そのようなことを申し向けて供述調書を作成したとしても、後で「菌が少しでも死ねば殺菌といえると言われていたから殺菌できると説明した」旨の弁解をされれば全く意味のない供述調書となってしまうので、私も含め[ ]課員がそのような誤った解釈を伝えて取調べを行うことなど、あり得ないといえます。

#### 4 おわりに

以上が、亡相嶋氏の取調べの状況等です。

亡相嶋氏が、取調べにおいて、本件メールにあるような「覗き窓」、「温度計座」、「差圧計座」及び「導圧管」という箇所の温度が低くなると述べたことはありませんでした。